3　原価及び利潤の算定期間、前算定期間、前々算定期間並びに前々々算定期間ごとに作成すること。
4　「(電気通信事業者の別)」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。
5　備考欄には、相殺消去の理由を記載すること。
2　営業外費用の合算

	(電気通信事業者の別)		(電気通信事業者の別)		計	備考
	損益計算書の額	相殺消去	損益計算書の額	相殺消去		
営業外費用						
1　支払利息						
2　社債利息						
3　社債発行費等償却						
4　株式交付費償却						
5　創立費償却						
6　開業費償却						
7　開発費償却						
8　有価証券売却損						
9　有価証券評価損						
10　雑支出						
営業外費用合計						

注1　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合に作成すること。
2　「(電気通信事業者の別)」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。
3　備考欄には、相殺消去の理由を記載すること。

様式第18（第24条関係）

［略］

注1　［略］

［2～14　略］

15　「利用条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合には、その条件について記載すること。

［16～24　略］

様式第18（第24条関係）

［同左］

注1　［同左］

［2～14　同左］

15　「利用の条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合、その条件について記載すること。

［16～24　同左］

備考　表中［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。